

議案第10号

東郷町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

東郷町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、老人福祉施設を新設することに伴い必要があるからである。

東郷町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
東郷町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和54年東郷町条例第9号）
の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

中部老人憩の家	東郷町大字和合字知々釜130番地
---------	------------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

老人福祉施設を新設することに伴い必要があるからである。

2 改正内容

老人福祉施設として「中部老人憩の家」を新設すること。（別表第1関係）

3 施行期日

令和6年4月1日から施行すること。